

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

令和 4 年12月13日 (火曜日)

経済建設委員会

日時 令和4年12月13日（火曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

第127号議案		「質疑・討論・採決」
第128号議案		「質疑・討論・採決」
第129号議案		「質疑・討論・採決」
第129号議案	新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議	「説明・質疑・討論・採決」
第129号議案	新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議を本会議に提出することについて	「説明・質疑・討論・採決」
第130号議案		「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長	齊藤竜也	副委員長	鈴木長良
委員	小林秀徳	柴田賢治郎	滝川健司
議長	長田共永		

欠席委員（1名）

委員 小野田直美

説明のために出席した者

建設部、上下水道部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長	田中秀典	議会事務局次長	阿部和弘	議事調査課長	後藤和代
書記	高橋加奈				

開 会 午前9時00分

○齊藤竜也委員長 ただいまから、経済建設委員会を開会します。

なお本日は、小野田直美委員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日は、9日の本会議において本委員会に付託されました第127号議案、第128号議案、第129号議案及び第130号議案の4議案について審査します。

審査は説明を省略し、ただちに質疑に入ります。

第127号議案 新都市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。滝川委員。

○滝川健司委員 それでは質疑をお願いします。

今回、関連事項を幾つかまとめてあるのですけれども、それぞれ、罰則の対象となったような事例というのは過去あるのかということを確認したいと思います。

○齊藤竜也委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 これまで罰則の対象となった事例というのはございません。

以上です。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 建蔽率の関係などですと、ある地区だと、30%か40%の厳しいところがあるのですけれども、そこの敷地に目いっぱい家が建っていると、何でこの家は建ったのかなというのが大分、暗黙の了承ではないけれども、そういう地域があっても、そういうのはどういう経緯でそうなったか分かりませんが、その辺の地域の方も、よその地域の方も、本来、建蔽率をもっと厳しいはずなのに、何でこんなに敷地いっぱい建っているという家がある地域が存在しました。

それについては、市のほうは把握していたのか、把握していても黙認していたのか、申

請の時はクリアしていても、いつの間にか分割されてしまったのか、大体どういうテクニックを使ったのか想像が付きますけれども、その辺について市のほうは把握していたのに知らぬふりをしたのか、そういうことは一切承知していなかったのか、いかがですか。

○齊藤竜也委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 今回、罰則規定があります3条例につきまして、容積率が定められていますのは、杉山地区のサンヒル新城と、あとの場地区の商業施設、商業活用地域になりますので、そちらの地区については容積率を侵すようなところはなかったというように考えております。

以上です。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは今回の条例、第1条、第2条、第3条だったか、それぞれに該当するような違反はなかったという理解でよろしいですね。

○齊藤竜也委員長 権田都市計画課長。

○権田晃明都市計画課長 はい。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第127号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第128号議案 新都市水道事業給水

条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。滝川委員。

○滝川健司委員 少し確認します。これまで無料にしていた特段の理由とか、何かあるのでしょうか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 これまで手数料を徴収していなかったことについての特別な理由についてはございません。

以上です。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 理由はなく、今回新たに手数料をいただくということですが、今までも当然、人が出向いてそういった作業をしていて。何人の人が出向いて、どの程度の時間がかかっているのか、それがその500円の根拠としてどのような扱いになっているのか。その辺はいかがですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 積算の根拠としましては、職員の移動時間掛ける人件費の平均時給と、燃料費の実績から算出しております。具体的な時間数については手持ち資料がありませんので、申し訳ございません、今お答えすることができません。

以上です。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それは作業員1人ということによろしいのでしょうか。それから、市内でも広域で、かなり遠方のところからすぐ歩いていけるようなところまであるわけですが、それも関係なく市内一律500円というようにした。そうすると矛盾が生じないですか、今の時間給だとかなになると、その辺はいかがですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 まず職員については1名になります。あと、地区によってその手数料に差を設けるとするのは、やはり公平の

観点からいってできないと判断しまして、市内全域一律としております。

以上です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第128号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第129号議案 新城市水道事業給水条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。滝川委員。

○滝川健司委員 水道料金等審議会の答申を受けての検討ということがあるのでしょうか、答申自体には、料金改定というか、具体的に値上げという文言はなかったような気がするのですが。答申をどのように受け止めて、その料金改定、条例改正に至ったか、その辺の経緯を教えてください。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 まず、水道料金等審議会の答申につきましては、上下水道料金とも、今の経営状況などを考慮すると改定はやむを得ないという答申をいただいております。

その答申をいただきまして、当初、今回の一部改正につきましては、1度での改定を予定しておりました。しかし、その後、社会情勢などを考慮しまして、実施時期などにつき

まして、一般会計からの基準外の繰り入れを含めまして再検討、調整を行いました。その結果、当初、1度で改定する予定のものを2段階で、段階的に改定を行うこととしております。再検討に当たりましては、一般会計のほうの財政状況も大変厳しいというところがありまして、一般会計側の負担を極力、過度な負担とならないような格好で、2段階での改定としております。

ただし、今、申しあげました基準外の繰り入れの支援につきましては、水道事業側から要望はしておりますが、現在、予算編成中でして、その繰入が確定したものではありません。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今、答申を踏まえて、社会情勢というような言葉がありましたけれども、社会情勢を考えるのだったら、このタイミングというのは甚だ市民にとって負担が増える。当然、いろいろな物価も上がっているし、円安の関係でいろいろなものが上がっている。さらにはガソリン代ですとか燃料費、あるいは電気代とかそういうものも上がっている段階で、便乗値上げとは言いませんけれども、このタイミングで上げることにする判断というのはいかがなものかと思うのですけれども。社会情勢と言いながら、今の社会情勢をしっかりと見ていないのではないかと思うのですけれども、その辺についての判断についていかがですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 確かに現状の社会情勢を考えますと、水道料金まで値上げするというのは大変心苦しい決断ではあったのですが、水道事業の経営状況の現状と、今後、老朽化した配水管などの更新費用、またこのところ電気料金の高騰もかなり経営状況に影響を及ぼしております。これまで年間、約1億2,000万円ほどの電気料金の支払いがあっ

たのですが、最新の数字で算出しました令和5年度予算につきましては、約1億9,000万円ほどの電気料金の計上を予定しております。

これによりまして、さらに経営状況が厳しくなることを考慮したことと、先送りすることによりまして、さらに今後、経営状況が好転することは見込まれませんので、その時点でさらに大幅な改定が必要になることも見込まれましたので、12月定例会への上程を判断しました。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 水道事業自体も、いろいろなものが値上がりして影響を受けているということは理解できます。特に今、電気代のほうがかなり上がっているということですけども、市はいろいろな事業者や施設の水道代を今後、補正予算等でコロナ感染症対策特別交付金だったかを使ってか、分かりませんが、電気代補填をしているわけですね。

同じように、それでは水道事業にもそれだけの補填をされていないのか。その辺はどういう判断なのか。ほかの民間の施設だとか、福祉系の施設だとか事業者、あるいは市のいろいろな施設でも電気代等の補正予算が上がっていましたが、水道事業に対する電気代の補正というのはなかったような気がしたのですけれども。同じように補填してもらえればいいのですけれども、なぜそれをやらないのですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 まず、電気料金の補正予算になりますが、今後、1月、2月が電気料金の値上げピークが予想されておまして、12月定例会への補正予算上程となりますと、10月頃に年間の見込み額を算出して、補正予算案を要求することになりますが、今後さらに高騰が見込まれましたことから、年間にかかる電気料金を可能な限り精査しまして、3月補正への上程を予定しております。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 その値上がり分、上昇分は補正で今後対応していただけるということは分かりました。

それから、基準外繰入についてお伺いしたいのですが、ここ数年の基準外繰入の推移を数字的に教えていただけますか。直近のも含めて、ここ数年の基準外繰入の金額の推移を教えてください。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 まず、旧鳳来・作手の簡易水道と統合しました平成29年度につきましては、基準外繰入の合計が1億9,565万1,000円でした。その後、令和元年度までは同水準の基準外繰入を受け入れておまして、令和2年度になります。7,360万8,000円になります。ここでの大幅な減少につきましては、当初から段階的に料金改定を行うことにより、基準外繰入金を削減していくという計画でおりましたので、ここで、令和元年度と令和2年度を比較しまして、約1億2,000万円減少しております。

その後、令和3年度が5,585万3,000円、令和4年度は予算額になりますが、4,726万3千円になります。令和5年度につきましては、当初計画で基準外繰入は令和4年度までとしまして、令和5年度から独立採算を目指すこととしたことから、令和5年度は基準外の繰入は予定がない、0円となっております。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 令和5年度は0ということですが、当初はそのアップ率を考えれば0になるのですけれども、2段階にしたことによる補填分を繰入れないと0にはならないのではないですか。途中からだから、半期になるのかよく分かりませんが、全く0で、とすると、2段階にしたことによる差額分はどこで補填するのですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 申し訳ないです。令和5年度につきましては、先ほども御説明させていただきましたが、段階的に改定することとしまして、令和5年の10月期から当初予定の50%の改定を見込んで、10月、12月、2月の3期分、半年分で、当初増収見込みが8,080万3千円を見込んでいたところ、段階的な改定とすることで、その半分、4,040万2千円の収入増となりますことから、同額を、一般会計からの基準外繰入により支援していただきたいという要求は財政課には行っておりますが、現在、予算編成中でして、まだそちらについては予算が確定したものとはなっておりません。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、要望はしているけれど確定はしていないというけれども、0円だと4,040万円分、赤字というか、計算が狂ってくるという、当初いただいた予定グラフと変わってくる。そういう状況でも緩和したということになると思います。

基準外繰入をなくす、健全化という話なのですが、経営を健全化することが水道事業の目的でしょうか。新城市として、1つの財布を見れば、市民は基準内だろうと基準外だろうと繰入れていただいて、安定して安価な水道水を提供していただくのがいい。決して、水道事業が赤字だろうが黒字だろうが、最後は責任を持つのは新城市だと思うのですけれども。そういった形でやるべきことだと思うのですけれども。

今回、2段階にしたことによって、本来なら基準外繰入を0にする予定がまた繰入を送り出したという状況が発生しているのなら、それができるのだったら、もう少し穏やかなあれをするのか、極論を言えば、もっと基準外を繰入れてでも、現状でさえ、豊橋市の2倍の水道料金になっているのですから、それ

以上の格差を生まないような努力をするべきだと思うのですけれども、そういう議論というのはなかったのでしょうか。それから、水道料金答申議会もその辺のことを十分理解してそういった答申を出されているのか。経営だけに目がいつているのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 まず、水道料金等審議会の検討におきましても、委員がおっしゃられるとおり、これまでのように基準外繰入をもらい続けて料金は低くすべきではないかという御意見が確かにありました。しかし、制度上、水道法によりまして、地方公営事業は独立採算が原則ということと、経営の基盤強化、経営の健全化をまず考えなさいというところになっているところから、あくまでも上下水道事業は独立採算ということを繰り返し御説明させていただきまして、最終的には料金改定やむを得ないというような御意見といただいております。

あと、基準外の繰入金を余計に、もっと手厚く入れるというようなお話につきましては、財政等の調整の中で、2年間、3年間、5年間など、幾つか案を作りまして調整をしました。やはり期間が長くなればなるほど一般会計側の負担が大きくなるというところで、一般会計の負担をできるだけ抑えられるような案を今回、採用しております。

参考までに、5年間で段階的に改定を行う場合についてなのですが、一般会計からの基準外繰入が5年間で約3億2,300万円必要になるような試算となっております。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 これ以上やると何か反対しないといけなくなっちゃうような。

財政の負担をと言いますけれども、市民に負担をさせておいて、一般会計の財政の負担を減らすというのは、本来筋が違うのではな

いですか。もっと見直すべきことを見直した上で、市民に負担をお願いするのが筋だと思います。今、国会のほうで増税の議論もされているようですけれども、国のほうがもっとしっかりと、見直すべきを見直した上で、どうしてもやむを得ない場合は増税という形になるのですけれども、増税ありきの話と何か似たような議論を今、聞いてしまいましたけれども。

それはいいとして、視点を変えて、確認させていただきませうけれども、一般質問でも各市の標準的な水道料金を教えていただきました。豊橋市と新城市で約2倍ぐらい違う。で、新城市の自己水源と県水の比率というのはどの程度になっているのかということと、県水の単価というのはどうですか。それから、豊橋市と蒲郡市、豊川市、田原市の水源というか、県水への依存、その辺はいかがですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 まず新城市の県営水道への依存率につきましては、約36%となっております。近隣につきましては、蒲郡市が県水受水率100%で、田原市も県水からの受水がメインとなっております。豊橋、豊川につきましては、申し訳ないですが、今、数字が手持ちでないのでお答えすることができません。

県営水道の単価につきましては、まず、使った水量に応じて支払う料金が1立法メートル当たり税抜きで26円になります。それに使った水量を掛けて、基本料金が足されますので、平均して、基本料金も含めて約110円ぐらいだったと憶えております。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 蒲郡は100%県水で、それだけ県水に依存している。新城市は県水への依存が少ない、自己水源もあるということですから、それでも蒲郡市より新城市のほうが高いという状況があるわけです。これは

当然、広大な市域に張り巡らされた水道管の維持管理とか、いろいろなものが、コンパクトにまとまった地域を思えば圧倒的に維持管理費がかかるのは当然だと思うので、その辺はやむを得ないのかなと思います。

今後、答申にもありましたように、いろいろな経費節減ですとか効率化、あるいは他の自治体との連携による共同購入だとか、いろいろな手法を考えていって、いかに経費を削減するかということを検討していただきたいと思うのですけれども。

今回の改定で、2段階にしたけれども繰入が、基準外が入るとすれば、以前説明していただいた収支予想グラフの変更はないという前提でよろしいのですね。令和14年だったか、その辺までは、特段のトラブルがない限り、料金改定をしなくても維持できるということでもよろしいですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 おっしゃられるように、一般会計からの基準外が、要望額を受け入れられれば、収支計画に変更はございません。

以上です。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第129号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

滝川委員。

○滝川健司委員 暫時休憩の動議を提出したいと思います。

○齊藤竜也委員長 ただいま滝川委員から、委員会をしばらく休憩されたいとの動議が提出されました。

本動議を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり、決定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員起立〕

○齊藤竜也委員長 起立多数と認めます。

よって、本動議は可決されました。

委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9 時28分

再 開 午前 9 時55分

○齊藤竜也委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

ただいま、滝川委員から、第129号議案 新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議の議案が提出されました。

お諮りします。

本決議について、議題としたいと思います。これが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、第129号議案 新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議について、議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、提案理由の説明につきましては、附帯決議の一読をもって代えさせていただきますと思います。

第129号議案、新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議。本市の水道事業

の料金収入は、人口減少や節水機器の普及、産業構造の変化などにより減少傾向にあるとともに、広大な市域に張り巡らされた水道管や給水設備の更新・維持管理等に多額の費用を要し、経営環境は今後ますます厳しくなっていくことは理解するものである。

今回の水道料金の値上げは3年前の9%に引き続き15%で大幅な引き上げであり、現状でも給水環境に違いがあるものの豊橋市の2倍の水道料金となっており、その格差はますます広がることとなる。森林保全や集落機能維持等により水源地の維持管理に努めている本市にとっては納得いかない市民が多数いる現実がある。

激変緩和策として2段階の値上げとなっているが、円安やウクライナ情勢による諸物価高騰やガソリン・電気代等の値上げもある中で料金改定提案は、市民生活に多大な負担増となることは明白であり、このタイミングでの料金改定には政治的センスのなさを感じざるを得ない。

企業会計である水道事業は、原則水道料金で運営（独立採算制）されているが、人口減少に伴い料金収入も減少し、水道事業の経営状況は厳しくなってくる現状においては、一般会計からの基準外繰入をするなど値上げ幅を抑えるようにするとともに、広域連携による事務事業の効率化や経費の削減、事業統合による料金格差の解消に向けて努めることが望まれる。

経営の健全化も大事だが、安価で安全・安心な水を安定的に供給することが新都市の使命であることを第一に、将来世代に負担を残さない必要があることから、第129号議案は可決すべきものとなったが、水道料金等審議会の附帯意見に加え、下記の事項に留意して適正な執行に努めることを強く求めるものである。

1. 今回の改正内容についてあらゆる機会をとらえて、経過や必要性の周知を図り、今

後も市民に対する説明責任を果たすとともに、社会情勢や経済情勢を十分考慮の上、場合によっては改定時期を再検討すること。

2. 激変緩和措置に対しては評価をするが、低所得者等への減免についても早期に必要な措置を講ずること。

3. 「新都市水道ビジョン」における理念「安全な水を安定的に供給する」に加え「安価な水を」供給するために、県営水道の供給元である愛知県に対しても最大限の要望をし、今後の改定については最小限の引き上げ幅に抑えることを最大の目標として取り組むこと。

4. 3年後の再検討においては、改定までの経営努力を明確にした上で、その予測を示し、事前に議会、市民に対して十分な説明を行うとともに、最大限の理解を得る努力をすること。

5. 今後、更なる広域連携の推進により事務事業の効率化や維持管理経費の削減、事業統合による料金格差の解消に努めること。

以上、決議する。

令和4年12月13日、新都市議会経済建設委員会

以上です。

○齊藤竜也委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第129号議案 新都市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議について、採決をします。

本決議は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、本決議は原案のとおり可決しました。

滝川委員。

○滝川健司委員 ただいま可決していただいた附帯決議につきまして、本会議への提出をしたいと思っておりますので、それについての採決をお願いします。

○齊藤竜也委員長 ただいま、滝川委員から第129号議案 新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議について、本会議に提出することについて動議が出されました。

この際、本動議について議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、第129号議案 新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議について、本会議に提出することについて議題としたいと思います。

提案理由の説明を求めます。滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

附帯決議の文面につきましては、先ほどの委員会での附帯決議と同文でありますので省略します。

提出者が新城市議会となりますので、よろしく願いいたします。

○齊藤竜也委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第129号議案 新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議につい

て、本会議に提出するかどうかについての採決を行います。

本動議を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、本動議は原案のとおり可決しました。

先ほど可決されました第129号議案新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議について、本会議に提出する際に、提出者、新城市議会議員、経済建設委員長齊藤竜也、副委員長鈴木長良、そして滝川健司委員、賛成者、小野田直美委員、柴田賢治郎委員、小林秀徳委員という形で提出したいと思います。

お諮りしますが、以上の内容で提出することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

では、第129号議案 新城市水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議については、ただいまのとおり提出することに決定いたしました。

次に、第130号議案 新城市下水道条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。滝川委員。

○滝川健司委員 それでは質疑します。

いただいた資料ですと、公共下水道の使用料ということで、基本料金で、流域下水になっているにもかかわらず、対象が新城、豊川、蒲郡、豊橋の一部と。それだけの範囲があるわけですがけれども、1つの流域下水の中で、それぞれの自治体によって基本料金に差があるのはどういうことなのか。同じ1つの事業であれば、同じ料金でいいのかなと思ったのですがけれども、その辺のことについて少しお願いします。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長

○小柳津啓之経営課長 まず、豊川流域下水

道へ流す水量の金額については、各市、同じ単価を使用しておりますが、市内にある公共下水の管路やポンプなどの施設の規模などが、市によって異なりますので、そちらの維持管理費や工事費用も市によって金額がまちまちになりますので、基本料金は自治体によって差が出ているような状況となっております。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それの基本料金の差になってきている。それが当然、配管ですとかいろいろ経費がかかるということなのですけれども、豊川市の場合は、基本料金に10立米分を含むとなっているし、これは新城市は10立米分を含んでいないと判断したのですけれども。その含む、含まないとか、そういった料金体系も、同じ流域下水でありながら、それぞれの自治体の裁量で差をつけることになるわけですか。その辺はどういう経緯ですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長

○小柳津啓之経営課長 料金体系につきましては、確かに、基本料金に基本水量を含むような体系も現状、採用している自治体があります。それについては歴史的なところもあるかなとは思っているのですが、料金の算定要領への記載内容になるのですが、基本水量を含むこととしますと、基本水量分を使い切れた方と使い切れなかったお客様につきまして、格差というほどのものではないかもしれないのですが、公平性に欠けるということで、将来的には基本水量を含むような料金体系はやめていくべきというような記載がありまして、現状、基本水量を採用している団体数は年々減っているような実情がございます。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 分かりました。

それから次、農業集落排水については、それぞれの自治体ごとに違うのは当然理解できるのですけれども、同じ新城市でも、地域に

よってはエリアの戸数も配管の長さも違うけれども、これは同じ新城市内ということで、エリアごとに違っても料金は統一してあるというように理解しておきます。全体で統一、維持管理をとということだと思います。

あと、今回、水道料金に続いて、下水道や農業集落排水、あと、地域下水とあるので、これは緑が丘の使用料も改定になっているのですけれども、特に緑が丘という限られたエリアで限られた戸数で、これ以上のあれはないと思うのですけれども、その辺まで改定に至った経緯というか、経営状況というのか、その辺をどうのように判断していけばいいのか、お願いします。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長

○小柳津啓之経営課長 この地域下水道につきましては、緑が丘地区というごく限定された区域になりまして、加入件数が約120軒ほどだったと記憶しているのですが、軒数も少ないことから、まだ耐用年数は経過していませんが、そちら、更新を行うとすると、その120軒分の料金だけではとても賄えなくなりますので、工事費自体、一般会計からの繰入に頼らざるを得ないような状況となっております。

また、こちらの更新を迎える前に検討しないといけないと思うのですが、公共下水道へ接続するのか、そのまま地域下水道としての会計を残しつつ、施設を更新するのかは、早急に検討が必要だと考えております。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今回の改正とはちょっと離れるかもしれませんが、今、私のところは市街化調整区域ですけれども、下水をバイパスのほうまで引くというような計画が進んでいると思います。それに合わせて、例えば、人口がある程度集積している富沢まではいいのですけれども、富沢より東のほうの、川路ですとか、今言った大海ですとか、緑が

丘という、ある程度集落がまとまっている地域、そちら等への下水の拡張とかそういう計画、見通しについてはいかがですか。

○齊藤竜也委員長 小柳津経営課長

○小柳津啓之経営課長 現状の計画としましては、豊栄、中市場地区と、あと、富永地区を、たしか令和7年度か8年度までの計画だったと思うのですが、予定しておりますが、それ以降につきましては、拡張の計画はございません。

と申しますのは、やはり、拡張しますと、その後の施設の更新費用を考えますと、これ以上の拡張は経営上困難であると想定しております。

以上になります。

○齊藤竜也委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○齊藤竜也委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○齊藤竜也委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第130号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○齊藤竜也委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

こちらに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○齊藤竜也委員長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会します。

閉 会 午前10時14分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 齊藤竜也